

同族会社の株式の精算課税制度

Q : 住宅型相続時精算課税と株式型相続時精算課税とは重複適用することができますか?

A : 住宅型相続時精算課税をすでに受けている場合は、株式型の相続時精算課税を重複適用することができます。

【解説】

住宅型相続時精算課税とは、一定の居住用家屋を取得等又は増改築する場合に、親から推定相続人に3,500万円(特別控除2,500万円+特別枠1,000万円)まで資金が無税で贈与できる制度です。贈与者の親の年齢制限はありません。

これに対して、株式型相続時精算課税とは、一定の同族会社の株式を一定の要件の下、60歳以上の親から推定相続人に贈与した場合に、3,000万円(特別控除2,500万円+特別枠500万円)が控除されるという制度で、贈与者の親には年齢制限があります。

これらを重複適用しようとする場合には、住宅型の相続時精算課税を受けている場合に限り株式型の相続時精算課税が受けられることとなっています。(特別枠の500万円が限度)

なお、株式型の相続時精算課税の適用を受けた場合には、小規模宅地等の特例及び特定事業用資産の特例は受けられないことになっていますので、注意してください。

また、会社の定款に拒否権付種類株式、いわゆる黄金株に関する事項が定められている場合にも、株式型の相続時精算課税制度の適用ができませんので注意が必要です。

